

商品概要説明書

㈱東北銀行
(令和6年6月10日現在)

商品名	自由金利型定期預金（M型）（愛称：スーパー定期）
販売対象	法人および個人 ただし、3年物、4年物、5年物、7年物、10年物、および3年超5年未満の期日指定方式のものの複利型については、個人のみ取扱いします。
期間	(1) 預入時に満期日を指定する。 (2) 定型方式……………1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年 (3) 期日指定方式………1ヵ月超5年未満 (4) 自動継続……………定型方式の場合は、預入時の申出により自動継続（元金継続又は元利金継続）の取扱いができます。
預入	(1) 預入方法……………一括預入 (2) 預入金額……………100円以上。ただし、総合口座での預入金額は1万円以上。 (3) 預入単位……………1円
払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。
利息	(1) 適用金利……………預入金額300万円未満は預入時の自由金利型定期預金(M型)預入金額300万円未満の店頭表示利率、預入金額300万円以上は預入時の自由金利型定期預金(M型)預入金額300万円以上の店頭表示利率を満期日まで適用します。 (2) 利払頻度……………預入期間2年未満のものは満期以後に一括して支払います。預入期間2年以上のものの単利型は、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年ごとの応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。なお中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。 (3) 計算方法……………1年を365日としての日割計算。ただし、複利型については6ヵ月毎の複利計とします。 (4) 付利単位……………1円
手数料	無手数料です。
付加できる特約事項	個人の自動継続扱いのものは、本定期預金を担保とする総合口座による当座貸越ができます。なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率とします。

中途解約時の取扱い	以下の中途解約利率により計算します。	
	解約までの預入期間	中途解約利率
	6か月未満	解約日における普通預金利率
	6か月以上1年未満	預入日（または継続日）におけるスーパー定期の「6か月」店頭表示利率※1×70%
	1年以上2年未満	預入日（または継続日）におけるスーパー定期の「1年」店頭表示利率※1×70%
	2年以上3年未満	預入日（または継続日）におけるスーパー定期の「2年」店頭表示利率※1×70%
	3年以上4年未満	預入日（または継続日）におけるスーパー定期の「3年」店頭表示利率※1×70%
	4年以上5年未満	預入日（または継続日）におけるスーパー定期の「4年」店頭表示利率※1×70%
	5年以上7年未満	預入日（または継続日）におけるスーパー定期の「5年」店頭表示利率※1×70%
	7年以上10年未満	預入日（または継続日）におけるスーパー定期の「7年」店頭表示利率※1×70%
	<p>※1. 個別に金利上乘せを行っている商品については、店頭表示利率に当該上乘せ幅を加算した利率とします。</p> <p>※2. 解約までの預入期間が6か月以上の場合、上記算式による中途解約利率と解約日における普通預金利率のいずれか高い方を適用します。ただし、その結果得られる適用利率が当該定期預金の約定利率を上回る場合には、当該約定利率を適用します。</p>	
利率情報の入手方法	利率は店頭のインフォメーションボードに表示しています。詳しくは窓口でお問い合わせください。	
利子に対する課税	<p>(1) 個人は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。</p> <p>※平成25年1月1日以降、復興特別所得税が課せられております。</p> <p>(2) 適格のかたは、マル優の取扱いができます。</p>	
その他参考となる事項	<p>(1) 小切手その他証券類による受入れも可能です。この場合、決済日をもって預入日とします。</p> <p>(2) 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>(3) 総合口座または定期預金通帳をお持ちの方は、ATMによる預入れも可能です。</p> <p>(4) 当該商品は預金保険の対象となります。</p>	
当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 0570-017109または03-5252-3772 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時</p>	